

今月の



隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【国際保健規則】

英 International Health Regulations

略 IHR

【用語解説】

国際保健規則（International Health Regulations：IHR）は、感染症などによる国際的な健康危機に対応するために世界保健機関（World Health Organization：WHO）が定めた規則である。1951年に国際衛生規則として制定され、1969年に現在の名称に改められた。IHRは国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的としている。現在ではWHOのすべての加盟国を含む、世界の196の国が対象となっている。

当初IHRの対象となった疾患は、黄熱・コレラ・ペストの3疾患のみであった。しかし2002年から2003年にかけて起こった重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome：SARS）の世界的な流行により、交通・流通の国際化に伴い発生地での初期対応の遅れが世界的な被害拡大につながる事が明らかとなった。一方で各国がIHRを遵守するよう促す仕組みがなく、WHOと各国との協力体制が欠如しており、テロリズムへの対策強化の必要性があることが指摘された。その結果IHRは2005年に改訂された。

この改訂によりIHRの対象は「原因を問わず、国際的に公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる健康被害事象」に拡大され、テロや化学物質・放射性物質による疾病の集団発生なども対象となった。具体的な改訂点として①「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」が改正IHRに基づきWHOへの報告の対象となる（6, 7, 9, 10条）、②連絡体制として国内にIHR担当窓口（National IHR Focal Point）を設けWHOと常時連絡体制を確保する（4条）、③加盟国のCore Capacityの規定（附録1）、④非公式情報の積極的活用（10, 11条）、⑤WHOの勧告（15, 16, 17条）、⑥IHR専門家名簿の作成（47条）、⑦他の国際機関との連携（14条）、⑧感染者や感染の疑われる者の出入国制限（18, 31-2, 附録第1B-2(f)）などある。またこれに基づいてWHOも感染症危機管理の専門家のネットワークである地球規模感染症に対する警戒と対応ネットワーク（Global outbreak alert and response network：GOARN）を組織した。

その他必要事項：WHOのIHRに関するウェブサイト：

http://www.who.int/topics/international_health_regulations/en/

（国立国際医療研究センター 大曲 貴夫）

本誌450pに記載